

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	20
処分の種類	保護費返還額決定			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第63条			
処分の概要	急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき、既に支弁した保護費の返還を求める決定			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) 【参考】生活保護法第63条			
基準の制定根拠	—			